

令和 6 年度

裁 判 官 の 配 置 、 裁 判 事 務 の
分 配 及 び 代 理 順 序 等

令和 6 年 1 月 1 日 施 行
令和 6 年 1 月 16 日 施 行
令和 6 年 3 月 25 日 施 行
令和 6 年 4 月 1 日 施 行

金沢家庭裁判所

第1 裁判官の配置

1	本 庁	判 事	林 俊 之
		判 事	土 屋 毅
		判 事	野 村 充
		判 事	峯 金 容 子
		判 事	松 浪 聖 一
		判 事	中 嶋 万 紀 子
		判 事	菅 洋 輝
		(判 事)	松 井 ひとみ) (注1)
		判 事	志 田 智 之
		判 事 補 (職権特例)	川 内 真 里
		判 事 補 (職権特例)	金 井 優 憲
		判 事 補	石 田 太 郎
2	小 松 支 部	判 事 補 (職権特例)	川 内 裕 登
		判 事	志 田 智 之 (てん補) (注2)
3	七 尾 支 部	判 事	國 宗 省 吾
4	輪 島 支 部	判 事	國 宗 省 吾 (てん補)
5	珠 洲 出 張 所	判 事	國 宗 省 吾 (てん補)

注1 官職・氏名の()記載は、
であることを示す。以下同じ。

注2 氏名表記後の(てん補)は、事務分配の定めに基づくてん補であることを示す。以下同じ。

第2 裁判事務の分配

1 合議事件

種別 注1 担当	林	峯 金	菅	志 田	* 土 屋	* 松 浪	* 中 嶋	* 金 井	* 石 田	野 村	川内 (真)	備 考
家事事件、訴訟事件及び少年事件												
観護措置決定等（峯裁判官担当）に対する異議事件	○ 注3			○ 注2	○ 注2							
観護措置決定等（菅裁判官担当）に対する異議事件	○ 注3	○ 注2				○ 注2						注2 担当者名に「*」を付した裁判官の協議による1人の裁判官が担当する。
観護措置決定等（志田裁判官担当）に対する異議事件	○ 注3	○ 注2	○ 注2									
観護措置決定等（合議）に対する異議事件								全 注4				
七尾支部が行った観護措置決定等に対する異議事件			全									
家事事件、訴訟事件における除斥、忌避及びこれに関する雑事件								担当者名に「*」を付した裁判官の協議による1人の裁判官が担当する。	○ 注2	○ 注2		
少年事件における除斥、忌避及びこれに関する雑事件							全 注4					
準抗告（刑訴法429条）事件							全 注4					
七尾支部の準抗告（刑訴法429条）事件			全									

注1 合議事件は、原則として林裁判官以外の裁判官が担当する。

注2 原則として常に担当する。

注3 峰裁判官、菅裁判官及び志田裁判官のうち、○を付した2人の裁判官に支障がある場合に担当する。

注4 担当者名に「*」を付した裁判官の協議による。

注5 長期休暇中又は時間外の観護措置決定等に対する異議事件の構成については、別途協議により定める。

注6 所長は、新任判事補に対し、研さんため、家事事件又は訴訟事件の分配を命じることができる。

2 単独事件

(1) 本 庁

ア 家事事件（差戻し事件を除く。）

担当者 事件の種別	林 俊之	峯金容子	菅 洋輝	志田智之
① 家事事件手続法別表第一の家事審判事件のうち				
遺言書検認事件 注5		1 — 2	1 — 2	
後見等事件 注1、注5	1 — 6	3 — 6	1 — 6	1 — 6
財産管理事件 注1、注5		3 — 6	1 — 6	2 — 6
遺言書検認事件、後見等事件及び財産管理事件を除くその余の事件 注2、注5		1 — 3	1 — 3	1 — 3
② 家事事件手続法別表第二の家事審判事件 注3、注5		1 — 3	1 — 3	1 — 3
③ 家事調停事件 注4、注5	1 — 16	5 — 16	5 — 16	5 — 16
④ 家事共助事件		全		
⑤ 家事雑事件（履行確保、強制執行及び児童虐待の防止等に関する法律に基づく臨検捜索許可状発付に関する事件を除く。）	基本事件 担当裁判官			
⑥ 履行確保及び強制執行に関する事件				全
⑦ 執務時間内の児童虐待の防止等に関する法律に基づく臨検捜索許可状請求事件		全		
⑧ 執務時間外における上記⑦の事件	金沢家庭裁判所本庁裁判官（兼務者を含む。）の協議により別に定める。			

- 注 1 後見等事件とは、成年後見開始事件、保佐開始事件、補助開始事件、任意後見監督人選任事件及び未成年後見人選任事件をいう。財産管理事件とは、相続財産管理人選任事件及び不在者財産管理人選任事件をいう。ただし、付随事件（証拠保全事件その他主たる事件に付隨する事件。以下同じ。）を除き、係属中の事件と当事者又は事件本人の共通することが申立書等から判明する事件については、最初に受理した事件を担当する裁判官に分配し、付隨事件については、主たる事件を担当する裁判官又は主たる事件を担当した裁判官が処理する。
- 注 2 (ア) 死後離縁事件、名の変更事件及び氏の変更事件、(イ) 子の氏の変更事件、(ウ) 相続放棄申述事件 (エ) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失事件、推定相続人廃除事件並びに児童福祉法28条1項及び2項事件、(オ) その他の事件に区分し、各区分ごとに分配する。ただし、付隨事件を除き、係属中の事件と当事者又は事件本人の共通することが申立書等から判明する事件については、最初に受理した事件を担当する裁判官に分配し、付隨事件については、主たる事件を担当する裁判官又は主たる事件を担当した裁判官が処理する。(イ) の子の氏の変更事件については、事務分配上、1日に受理した同事件全部を1件とみなして分配する。
- 注 3 (ア) 遺産分割事件及び寄与分を定める处分事件、(イ) 子の監護者指定及び子の引渡し事件、(ウ) その他の事件に区分し、各区分ごとに分配する。ただし、付隨事件を除き、係属中の事件と当事者又は事件本人の共通することが申立書等から判明する事件については、最初に受理した事件を担当する裁判官に分配し、付隨事件については、主たる事件を担当する裁判官又は主たる事件を担当した裁判官が処理する。
なお、調停不成立により審判に移行した事件については、調停事件を担当した裁判官が処理する。
- 注 4 (ア) 遺産分割事件及び寄与分を定める处分事件、(イ) 子の監護者指定及び子の引渡し事件、(ウ) (ア) 及び (イ) 事件以外の家事事件手続法別表第二の事件、(エ) 家事事件手続法277条の事件、(オ) その他の事件に区分し、各区分ごとに分配する。ただし、係属中の事件と当事者の共通することが申立書等から判明する事件については、最初に受理した事件を担当する裁判官に分配し、付隨事件については、主たる事件を担当する裁判官又は主たる事件を担当した裁判官が処理する。
なお、林裁判官は、(オ) 及び (ウ) のうち夫婦関係調整調停事件に付隨して申し立てられた婚姻費用の分担及び年金分割（請求すべき按分割合に関する処分）に関する事件のみを担当する。
おって、審判事件から調停に付された事件については、審判事件を担当した裁判官が、人事訴訟事件から調停に付された事件については、人事訴訟事件を担当した裁判官がそれぞれ処理する。
- 注 5 この裁判事務の分配を施行する時点で係属している事件の分配については、家事事件担当裁判官の協議により定める。

イ 訴訟事件（差戻し事件を除く。）

事件の種別	担当者	峯金容子	菅 洋輝	志田智之
① 人事訴訟事件		1 — 2	1 — 2	注2
② 通常訴訟事件		1 — 2	1 — 2	注2
③ 民事控訴提起等事件	基本事件担当裁判官			
④ 民事再審事件		1 — 2	1 — 2	
⑤ 保全命令、保全執行、起訴命令事件				全
⑥ 保全異議、保全取消事件		1 — 2	1 — 2	
⑦ 訴訟雑事件 (証拠保全及び提訴前証拠収集を含む。)		1 — 3	1 — 3	1 — 3
	基本となる事件があるものについては同事件の担当裁判官が処理する。			

注1 この裁判事務の分配を施行する時点で係属している事件の分配については、訴訟事件担当裁判官の協議により定める。

注2 所長は、志田裁判官に対し、人事訴訟及び通常訴訟事件の分配を命じることができる。

ウ 少年事件（差戻し事件を除く。）

担当者 事件の種別	峯金容子	菅 洋輝	志田智之
① 一般保護事件（②から④までを除く。）注1、注2、注3、注4、注5		1 — 3	2 — 3
② 過失運転致死傷事件、無免許過失運転致死傷事件、道交法違反事件、道路運送車両法違反事件、自賠法違反事件（③を除く。）注5		全	
③ 身柄付き送致事件	1 — 3	1 — 3	1 — 3
④ 簡易送致事件 注5			全
⑤ 準少年保護事件	基本事件担当裁判官		
⑥ 少年審判雑事件（⑦、⑨を除く。）			全
⑦ 少年補償事件	基本事件担当裁判官		
⑧ 執務時間内における観護措置に関する事務 注6	1 — 3	1 — 3	1 — 3
⑨ 執務時間外の令状請求事件及び観護措置に関する事務	金沢家庭裁判所本庁裁判官（兼務者を含む。）の協議により別に定める。		
⑩ 少年審判共助事件	全		

注1 同一少年について、同一記録で①及び②の種別を異にする複数の事件が送致されたときは、①の種別の事件の分配方法による。

注2 同一の少年について、複数の少年保護事件が係属した場合、後に係属した事件は、先に係属した事件の分配を受けた裁判官に分配する。ただし、後に係属した事件が身柄付き送致事件であるときは、この限りでない。

注3 同一記録で送致された複数の少年保護事件は、次のとおり分配する。ただし、身柄付き送致事件があるときは、この限りでない。

- (1) 各少年に係属中の事件がないときは、すべての事件を事件番号の最も先行する事件を担当する裁判官に一括して分配する。
- (2) 1人又は数人の少年に係属中の事件があり、これを1人の裁判官が取り扱っているときは、すべての事件をその裁判官に一括して分配する。
- (3) 数人の少年に係属中の事件があり、これを2人以上の裁判官が担当しているときは、係属中の事件のある少年の事件は、それぞれに先に係属した事件の分配を受けた裁判官に分配し、その余の事件は、その分配をした事件のうち事件番号の最も先行する事件を担当する裁判官に一括して分配する。
- 注4 自動車運転死傷処罰法事件のうち、危険運転致死傷（2条、3条）、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（4条）、無免許危険運転致傷（6条1項）、無免許危険運転致死傷（6条2項）、無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（6条3項）は、一般保護事件とする。
- 注5 菅裁判官に分配された事件について観護措置がとられたときは、引き続き同裁判官が、志田裁判官に分配された事件について観護措置がとられたときは、引き続き同裁判官が担当する。
- 注6 菅裁判官に分配された事件についての観護措置決定手続は、同裁判官が、志田裁判官に分配された事件についての観護措置決定手続は、同裁判官が担当する。
- 注7 所長は、新任判事補に対し、研さんのため、少年事件の分配を命じることができる。

エ 差戻し事件

事件の種別	担当者	峯金容子	菅 洋輝	志田智之
① 家事審判事件		1 — 3	1 — 3	1 — 3
② 訴訟事件のうち				
原審が峯金裁判官分配の事件			全	
原審が峯金裁判官分配の事件以外の事件	全			
③ 少年事件のうち				
原審が峯金裁判官分配の事件			1 — 2	1 — 2
原審が菅裁判官分配の事件		1 — 2		1 — 2
原審が志田裁判官分配の事件		1 — 2	1 — 2	

オ 関連事件

関連する事件が複数の裁判官に分配されたときは、各担当裁判官の協議により、いずれか1人の裁判官にすべての事件を担当させることができる。

この場合、各裁判官の担当事件数に増減が生じても事務分配の調整は行わない。

(2) 小松支部

事件の種別	担当者	川内裕登	志田智之
① 全事件 (②を除く。)	全		
② 差戻し事件			全

(3) 七尾支部

事件の種別	担当者	國宗省吾	峯金容子 注1
① 全事件 (②を除く。)	全		
② 差戻し事件			全

注1 てん補

(4) 輪島支部

事件の種別	担当者	國宗省吾	峯金容子 注1
① 全事件 (②を除く。)	全		
② 差戻し事件			全

注1 てん補

(5) 珠洲出張所

事件の種別	担当者	國宗省吾	峯金容子 注1
① 全事件 (②を除く。)	全		
② 差戻し事件			全

注1 てん補

第3 裁判事務の代理順序

1 本 府

事 件 の 種 別	本 官	代理裁判官
(1) 家事事件	林裁判官	峯金裁判官
	峯金裁判官	志田裁判官 注1 菅裁判官 注2
	菅裁判官	志田裁判官
	志田裁判官	峯金裁判官
(2) 訴訟事件	峯金裁判官	菅裁判官
	菅裁判官	峯金裁判官
	志田裁判官	菅裁判官
(3) 少年事件の①、② 注3	菅裁判官	志田裁判官
	志田裁判官	菅裁判官
(4) 少年事件の④、⑥	志田裁判官	峯金裁判官
(5) 少年事件の⑩	峯金裁判官	志田裁判官
(6) 少年事件の③、⑤、⑦、⑧	峯金裁判官	菅裁判官
	菅裁判官	志田裁判官
	志田裁判官	峯金裁判官

注1 家事事件手続法別表第一の家事審判事件

注2 家事事件手続法別表第一の家事審判事件以外の事件

注3 少年事件の①、②等は、前記第2の2の(1)ウ少年事件事務分配一覧表中の事件種別①、②等をいう。

2 小松支部

事 件 の 種 別	本 官	代理裁判官
全事件	川内裁判官	志田裁判官

3 七尾支部

事 件 の 種 别	本 官	代理裁判官
全事件	國宗裁判官	峯金裁判官

注 1 峯金裁判官はてん補

注 1

4 輪島支部及び珠洲出張所

事 件 の 種 别	本 官	代理裁判官
全事件	國宗裁判官	峯金裁判官

注 1 峯金裁判官はてん補

注 1

5 これらの定めのほか、裁判官に差し支えのあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

第4 審判等日割

本 庁	小 松 支 部	七 尾 支 部	輪 島 支 部	珠 洲 出 张 所
月 家事審判 家事調停 少年審判 訴訟事件	家事審判 家事調停 訴訟事件		家事審判 家事調停 訴訟事件 (第1、 第3週)	
火 家事審判 家事調停 少年審判 訴訟事件	家事審判 家事調停 訴訟事件	家事審判 家事調停 少年審判 訴訟事件		家事審判 家事調停
水 家事審判 家事調停 少年審判	家事審判 家事調停	家事審判 少年審判 訴訟事件		
木 家事審判 家事調停 少年審判 訴訟事件	家事審判 家事調停		家事審判 家事調停 訴訟事件	
金 家事審判 家事調停 少年審判 訴訟事件	家事審判 家事調停 訴訟事件	家事審判 家事調停 少年審判 訴訟事件		
備 考				毎月第4火曜日

第5 司法行政事務の代理順序

本 官	代 理 裁 判 官
所 長	順序1 判 事 峰金 容子
	2 判 事 土屋 敏
	3 判 事 野村 充
	4 判 事 松浪 聖一
小 松 支 部 長	所長が指名する裁判官
七 尾 支 部 長	所長が指名する裁判官
輪 島 支 部 長	所長が指名する裁判官
珠 洲 出 张 所 裁 判 官	所長が指名する裁判官

注 これらの定めのほか、裁判官に差し支えのあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

(附則)

各裁判官に転補等の事由が生じたときは、原則として、その後任者がこれに当たるものとする。